

# 次期の市議選から定数18人に 議員定数削減案を可決

12月13日開催の第4回定例会にて、議員定数を2人減とする発議案を採決。賛成17人・反対1人の賛成多数で可決しました。

## ■これまでの経過

議員定数に関する調査研究を目的として、令和3年9月に「議員定数検討特別委員会」を設置。以降、委員会を3回開催し、人口や面積、常任委員会で審議するために必要な人数など、あらゆる角度から議員間で議論を重ねてきました。

そして、本委員会において、定数削減について採決した結果、委員8人全員異議なく「2人削減の定数18人」と決しました。

その後、令和3年第4回定例会にて、本委員会委員長が提出者となり、委員を務めた全委員が賛成者として、定数を現行の20人から18人とする改正条例の発議案を提出し、本会議での採決の結果、賛成多数により可決されました。

なお、新しい議員定数は、令和5年4月の任期満了に伴う市議会議員選挙から適用になります。

## ■発議案の提出

○提出者  
萩原善和 議員



## ○要旨

現在、本市を取り巻く環境は著しく変化しており、特に人口減少や少子高齢化の進捗は顕著であり、それに伴う税収や地方交付税の減、扶助費の増、施設の老朽化による更新需要の高まり等が想定されます。

こうした状況を踏まえ、行財政改革の推進の一翼を担う市議会としても、自らが議会費の削減に努めるとともに少数精鋭による議会運営を目指すべきと考え、議員定数18人を提案します。

## ■議員定数の推移

時期	定数	案件など
平成18年 3月	64人	町村合併により、「山武市」誕生 ※合併による定数特例を適用
平成19年 5月	24人	成東町、山武町、蓮沼村及び松尾町の廃置分合に伴う議会の議員定数に関する協議書
平成22年 2月		「議会改革検討委員会」を設置
平成22年 10月		発議案可決(市議会議員の定数を定める条例 24人→22人)
平成23年 5月	22人	平成23年4月24日執行の一般選挙から新定数適用
平成27年 5月		「議会改革特別委員会」を設置
平成28年 9月		発議案可決(市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 22人→20人)
令和 元年 5月	20人	平成31年4月21日執行の一般選挙から新定数適用
令和 3年 9月		「議員定数検討特別委員会」を設置
令和 3年 12月		発議案可決(市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 20人→18人)
令和 5年 5月	18人	令和5年4月執行予定の一般選挙から新定数適用